

総務省独立行政法人評価委員会  
平和祈念事業特別基金分科会（第23回）

平成22年8月2日

【亀井分科会長】 委員の先生方全員おそろいでございますので、定刻前でございますが、始めさせていただきたいと思います。

本日お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、第23回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を開会させていただきます。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、議事を進めていきたいと思いますが、まず本日の議事次第及び配付資料の確認を事務局からお願いしたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【事務局】 失礼します。本日の議事次第でございますが、一番上でございます、総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第23回）というのですが、本日、前回の議事概要ですね、これは分科会の持ち回り開催のものですが、議事概要ということと、あとは基金の役員に対する報酬等の支給基準の変更について、その次に、これがメインになりますけれども、昨年度、平成21事業年度における業務の実績に対する評価結果についてということでございます。最後に、基金の財務諸表及びその事業報告書等についての御説明がございます。

資料につきまして、議事次第をおめくりいただきまして、資料1というのが先ほどの議事概要でございますが、これは後ほど御説明させていただきます一枚紙でございます。次に資料2ですけれども、先ほど申し上げました基金の役員報酬等の支給基準の変更ということでございます。次に資料3につきましては3つに分かれてございまして、資料3-1というものが、これは業務の実績に関する全体的評価表でございます。資料3-2が、こちらが項目別評価総括表というものでございます。最後、資料3-3、これは前回議論させていただきましたけれども、項目別評価調書というものでございます。資料4でございますけれども、平成21事業年度財務諸表及び事業報告書等ということでございます。

とりあえず以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

議事次第については、御説明のとおりでございますが、配付資料につきましては、何か欠けている資料等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、議事次第に従いまして、進めさせていただきます。まず2でございますが、今、御説明をいただいた中にごさいましたように、前回お集まりいただいた後に、持ち回りで分科会を開催いたしております。持ち回りですので、実際に議論は行われておりませんが、その際に決定をされた事項について、議事概要（案）ということで、資料1に一枚にまとめていただいております。これにつきましては、事務局から御説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

**【事務局】** まず資料1でございます。総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第22回）の議事概要ということで、先月の16日付で文書、持ち回り開催されたものでございます。一応決定事項といたしましては、2項目ございますので、一応読み上げさせていただきます。

まず1項目めでございますが、総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会（第21回）の議事概要の確認を行い、案のとおり了承された。

次でございます。2項目めでございますが、平和基金に係る業務方法書、中期目標及び中期計画の改正について、案のとおり了承されたということでございます。

以上でございます。

**【亀井分科会長】** ありがとうございます。

ただいまの議事概要についての御説明でございますが、御確認をいただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、特段御意見等ございませぬようですので、前回の議事概要はこれで確定させていただきます。

続きまして、議題の3でございます。独立行政法人平和祈念事業特別基金では、昨年12月と本年1月、そして本年3月に役員報酬等の支給基準を改定をしたのでございますが、これにつきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

**【事務局】** 失礼いたします。

資料2につきましてですが、昨年12月から3回こういう改定等を行ってございます。それでは、最初の1ページ目でございますが、昨年12月1日付で、人事院勧告、秋に給与法の改正をいたしまして、その人事院勧告に準じて、給与法の改正がございまして、そ

れに準じて役員報酬等、以下のとおり、基金のほうから変更する旨は総務大臣のほうに届け出がございました。まず変更内容でございますけれども、こちらの理事長の給与、そちらが改定前からの84万8,000円が、改正後、こちらが84万5,000円と下がっております。あとは理事の給与ですね、改定前74万5,000円、改正後、74万3,000円ということで下がっております。あと非常勤役員の手当の変更ということで、こちらの手当が3万5,300円というのが、改正後3万5,200円ということで下がっております。

**【亀井分科会長】** ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、御質問おありになりますでしょうか。いかがでございましょうか。

**【鈴木委員】** 非常勤役員の手当についてなんですけれども、これ監事も入っているんですよ。ですよ。それで、今、私もほかのところで監事をやっているんですけれども、監事に対して、非常に作業というか、監事のやる手続というか、監事、監査について、非常に要求が多いんですね。私は、これ、本当にボランティアのような金額だと思うんですよ。実質的に監事の仕事って非常に責任も重いと思うんですよ。やはり、財務諸表監査だけではなくて、業務監査等々もたくさんあって、内部統制も見なさいとかいろいろ言われているわけですよ。チェックも監事はしているかとか。そういうことから見て、これで適正なのかなとちょっと疑問が出るんですよ。過剰な報酬を払うというのはいかがなものかなと思うんですが、やはり適正報酬ってあろうかなと。やっぱりビジネスというか仕事ですから、ボランティアだけでやるというのにはいかがかなというような感じもしないわけではないんですね。やはり、やっぱり報酬がわりと少ないと、基金のほうでも、遠慮してしまうというか、これもお願いする、あれもお願いするってなかなかできないところもあろうかなというところもあって、いかがかなと思っているんですが。

**【事務局】** これは全体の話になりますけれども、監事の役割というのは、これからどんどん強まっていくということは、この間の評価の視点のところでも、いろいろ役割を求められるようになりますので、そこはおそらく全体の議論になるかと思っておりますけれども、これでいいのかという議論は、少しナカポツ委員会のほうでもこれが出てくるんじゃないかとは思いますが、ここではちょっとあれですね、一応、監事は昔から務めて、平成18年ぐらいからやられている方につきましては、暫定的に高い日勤が3万5,000円程度、3万7,700円という数字が使われていますけれども、ちょっとこれからどうしていくのかというのは、こちらはナカポツ委員会の動向を見させていただきたいと思っております。

おそらく先生のおっしゃるとおり、少し役割として、監査とかそういうのが厳しくなってくるので、いろいろと、もしかするとこのままでいいのかという議論は出てくるかと思えます。

**【鈴木委員】** あれですね、この基準というのは、あるようでないというか、非常に高いところもあるし、常勤は別個ですよ、非常勤でもまちまちのように私は見えていますね。ほかもちよっと調べさせていただいたんですけども、あれは今表示されなきゃいけないから、公開がありますので、非常にまちまちかなと。統一基準があるのかなのかわからないんですが、やはり本当にボランティアでやってもらうというのであれば、責任の問題が出てくるわけですね。と思いますので、ここで云々ではなくて、今後あるので、御検討をしていただければありがたいなということでございます。

**【事務局】** はい。基金のほうから、特に何かあれでしょうか。基金のほうから、特にこれにつきましては、監事の報酬というかですね。

**【竹重総務部長】** 今の御趣旨のお話は重々よくわかるわけですが、今言っている、ここに書いてございます単価は1日単価ということでもございますので、先生がおっしゃっていることをかんがみますと、例えば1日ではできない業務という意味で言えば、数日かかって、お払いするというのも可能かとは思いますが。ただその1日単価がこれが妥当かどうかというお話になりますと、そこはまた検討をさせていただく……、横並びも当然ちょっと考えざるを得ないところもございますので、そこはまた検討させていただくということになります。

**【亀井分科会長】** 鈴木先生、よろしゅうございますか。

**【鈴木委員】** はい、結構です。

**【亀井分科会長】** ほかに何か御意見はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、次の議題に進みます。すみません、どうぞ、はい。

**【事務局】** 残りのところ。申しわけございません。

あと2項目ありまして、先ほどの資料2の4ページになりますけれども、平成22年1月15日付で、非常勤役員の手当の中に、理事長の単価を追加いたしまして、いわゆる非常勤理事長の給与の単価というのを、1日当たりの単価というものを定めております。そちらが1日4万200円ということとなっております。

それとあともう一項目だけ、ちょっと補足的に、人勸に伴いまして、いわゆる特別調整

手当というものがございまして、こちらの物価が高い東京都に在勤している常勤職員、常勤役員の特別調整手当の割合を100分の17から100分の18に変えるということで、少し上げた改正法でありました。

以上でございます。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。ただいまの御説明はお手元の資料2の4ページ、5ページ、6ページに関連する御説明でございます。よろしゅうございませうか。何か御質問等ございませんでしょうか。

【鈴木委員】 すみません、これも、理事長が1日幾らという決め方ってほかの法人もあるんですか。

【事務局】 ないです。いわゆる非常勤というのはこちらの法人が初めてですので、初めてのことでございます。

【鈴木委員】 これもね、理事長ですから、法人の長なわけですよね。

【事務局】 はい。

【鈴木委員】 その長が、金銭云々ではなくて、やはりそれ相当の責任を負ってらっしゃるわけですよ。それが、ちょっと言葉悪いんですけども、日当みたいな支給の仕方ではいかなものかなと。おそらく、ちょっとわかりませんが、理事長ですから、理事会とか何かのときの主催者であるかもしれませんが、その後、例えば来なくても、電話とかいろんな形で、この業務に携わる必要があるわけですよね、当然ですけども。それは当然この中に入るか入らないかわからないんですが、入らないときが多いんだと思うんですよ。そういうやり方って、長がこのようなやり方って、ちょっと奇異に感じるんですね。

【北原特金室長】 よろしゅうございませうか。先生、奇異にということですが、全く御指摘はそのとおりでございまして、原則、本来は、常勤でという仕組みのものでですけども、今回にありましては、正に先生にお忙しいところを是非にということをお願いして、着いてきていただいて、そのはね返りといいたいませうか、形の上では、常勤という形でなくとなりますと、こういう格好になっているので、他法人はどうかというと、他法人にはありませんので、その意味では、特異な格好になってしまっているというのは、全く指摘のとおりだと思います。

ただ、今、先生お話ございましたとおり、理事長のお立場というのは非常に重いものがございますので、その中でやっていただいている中で、どういう出し方というのはあると思います。ただ、今、先生、申し訳ございません、こういう、1日幾らという形になって

おるものと承知しております。その意味では、増田先生には、大変その意味でも大変申しわけないと思っております。

【増田理事長】 鈴木先生がおっしゃる意味はよくわかっております。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。

【鈴木委員】 結構です。ただ、御検討をいただければありがたいなという。

【亀井分科会長】 機会がありましたら、ぜひ御検討いただけるような形でお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何か御質問ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、次の議題に進めさせていただきたいと思っております。次は議題の4でございます。平成21事業年度における業務の実績に対する評価結果(案)についてでございます。前回、平和基金による自己評価について、ヒアリングを行い、意見交換をいたしましたが、今回は前回の議論を踏まえまして、平成21事業年度における業務の実績に対する評価結果(案)を作成しております。それにつきまして、事務局から御説明をお願いしたいと思っておりますが、また今回は全体の総括表も作成しておりますので、それについても併せて御説明をお願いしたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【北原特金室長】 では、先生方のお手元に資料3-1から3とナンバーが振ってあるものがございます。今回は、今、お話しいただきましたように、前回自己評価という形で出ていた項目別の評価と、それから、全体として、では21年度どうかという、その2つのお話ということになります。全体としてどうかというのが資料3-1でございますが、これはちょっと個別の話を先に御説明させていただいてから、全体へと戻っていくということで御説明させていただきたいと思っております。

それで、その資料3-3が前回自己評価という形で基金のほうからあったものと並ぶものでございますけれども、これはこの資料3-3ですね、これは私どもの事務局として本日御用意させていただいた案でございますが、これは前回の分科会で基金からいただきました、示されました自己評価と、その説明がございました。そして、席上に先生方に御議論いただきまして、その後、基金のほうから追加の説明もいただきまして、さらに先生方の御意見をもとに、事務局のほうにおいて、案として作成したものでございます。この評価が高いか低いかという御議論というのをいただくということになろうと思っております。

それでは、この資料3-3に沿いまして、まずこの項目別の評価調書のほうの説明をざっとさせていただきます。

【事務局】 失礼いたします。資料3-3のほうですけれども、一応、前回からちょっと変えた項目につきまして、少し御説明させていただきます。まず、こちらの項目の1ページ目から、業務経費の削減という項目がございます。こちらにつきましては、基金のほうの以前の自己評価調書では「AA」で出してこられたんですけれども、議論の中でも、やはり「AA」に対する説明というのを、もう少しやっていただきたいという話がございます。それを踏まえまして、こちらのほう「AA」から「A」ということで変えて、提出をしております。

その続きに、業務運営の効率化、組織運営の効率化ということで、7ページ目でございます。こちらにつきましても、「AA」ということで、前回自己評価では出していただいたんですけれども、やはりちょっと「AA」として、どういう、大幅にということの説明がもう少し必要じゃないかという御議論、これは全体に対しての議論なんですけれども、こちらについても「AA」についての記述について、特に前回から上積み何かありますかということでお聞きはしてはしておりますが、こちらのほうは、特になくて、「A」ということで、修正をしております。

次でございます。こちらのほうの資料の33ページですね。基金解散後の資料等の在り方ということでございますけれども、33ページでございますけれども、こちらにつきましては、基金解散後の資料等の在り方というものと、あと、インターネット資料館、その中にインターネット資料館も入れて、評価をいただいております。これは「AA」という評価を自己評価のほうでいただいておりますけれども、こちらのほうで、事務局のほうで検討させていただきまして、項目として、やはり一緒にするのは、ちょっとインターネット資料館のほうは、一応広報という意味合いもありまして、ちょっと資料の在り方を分けて評価をしたほうがいいんじゃないかと、そういう議論にはなりました。一応、(4)基金解散後の資料等の在り方から、(5)に分けて、インターネット資料館の構築のほうは分けております。

それで、分けた上で、33ページの基金解散後の資料等の在り方につきまして、ちょっとこちらの事務局の中でも、基金とはいろいろ話をしておりますので、いろいろお聞きした中でちょっと議論させていただいたんですけれども、やはりまだ資料の中で若干契約関係や権利関係が整理されていないものですか、不明なものがまだあることから、今後整理等を進める必要があるというふうに話した次第で、こちらにつきましては、十分とまでは言えないだろうということで、まだ措置が必要ということで、「B」ということで評価し

ております。

それでその次、インターネット資料館の構築につきましては、こちらのほう、いろいろこれからの資料の在り方、展示の在り方の1つとして、非常に発展性もあることですし、こちらのほうの35ページから非常に新たに書き込んで、前回の自己評価の際から、新たに書き込んでいただいた項目があることから、こちらにつきましては、前回の「AA」という評価をそのまま維持しております。

その次でございますけれども、次ですね、50ページになりますけれども、語り部の積極的活用というところでございます。こちらにつきましては語り部に対する活用ということで、前回御説明がございまして、その際、御意見の中で、基金の評価ということもあるけれども、語り部の評価について、語り部についても、おそらく語り部さんのほうも個別に一生懸命やられた上で、こういうふうになったんじゃないかということで、前回「AA」と出していただいたんですけれども、そこで大幅にという説明が、これだけでいいのかという、こちらのほうでその御意見も踏まえまして、「A」ということで御相談させていただきました。ただ、これにつきましては、先生方の中からでも、やはり基金のほうでこういう場を用意して、いろいろその報告等、場を用意して、こういう語り部の方にいろいろコーディネートして、いろいろやっていただいたということで、「AA」でもいいのではないかという、そういう御議論もあったところです。こちらについては、一応今「A」ということでさせていただきますけれども、御議論をいただければと思います。

次に65ページでございます。こちらにつきましては、効果的な広報というところでございます。こちらにつきましては、従来「AA」で評価をいただいたところなんですけれども、こちらにつきましては、ちょっと御議論の中でも、やっぱり「AA」全体について、もっと説明が必要ということもございましたし、あと、こちらのほうの、例えば67ページのところでございますけれども、確かに基金のほうで、こちらのいろんな対象者に向けて、広報を打っていただいて、いろいろ65ページの(1)のアから、ずっと施策、いわゆる策を打っていただいたということで、そのおかげで、67ページの一番上の成果等というところで、昨年20年度の4万8,272人から比べて、4万9,268人と、約500人増加して、2.1%増加したという、これはこれで大変素晴らしいことだとは思いますが、ただ、あくまでもこの入場者数につきましては5万2,000人という目標がございまして、それに対応して4万9,000人ということで、若干ちょっと目標には行っていないということで、この中でちょっと大幅にこれが上回ったのかなと、この広報の効果と

してですね、そういうところの説明で、若干弱いのではないかというふうにちょっと判断させていただきまして、一応「AA」から「A」ということで変えてございます。

それでは、次でございます。駆け足で恐縮ですけれども、次は、75ページですね、これは亀井先生のほうからも御指摘がございまして、書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化ということでございますが、こちらにつきましては、従来目標であった項目が、基金の解散に伴って、書状等贈呈事業、過去やった事業ですね、及び特別記念事業の認定原議を国に引き継ぐためにCD-ROM化を行うということでございましたが、これが総務省と調整した結果ということでございますが、こういうことはやらないということで、目標自体は消えてしまったので、一応この「AA」でいただいておりますけれども、こちらについては評価はできないんじゃないかと。それに、代替の活動とかについてはしっかりと記述してもらおうということ、もらったほうがいいんじゃないかという御指摘をいただきまして、こちら基金のほうからも、評価不能、一応空欄ということにしております。

それを敷えんしまして、実は73ページのところなんですけれども、こちらも、先ほどの御議論に敷えんをいたしますと、こちらも評価不能になるんじゃないかというところが1つございまして、こちらは職員の雇用問題というところでございます。こちらにつきましては、一応その独立行政法人整理合理化計画というのが3年ほど前につくられていたけれども、それに伴いまして、職員の雇用確保の働きかけを関係機関に行うということでございました。

しかし、対象となる職員の方が、平成20年度末、いわゆる21年3月末で退職されたということで、こちらの評価の対象期間となっております21年度中は対象となる職員がおられないということになりまして、こちらにつきましても、評価不能ということであるのではないかということになると。ちょっとそういうことを含めまして、一応評価不能ということで空欄で出させていただきます。

その次、76ページになりますけれども、こちらにつきましては、これは予算とか収支計画及び資金計画、こちらにつきましても、運用資金の基本的な運用方針のもと、安全かつ適切な運営を行うということでございました。こちらにつきましては「AA」で自己評価のほうをいただいておりますけれども、こちらにつきましても、例年に比べて、例えば例年はずっと実は「A」がずっと並んでいまして、昨年度も特に何か特異な運用をされたのかどうかということですが、実はちょっとそういうことではないということで

ございまして、こちらにつきましても、「A」ということでさせていただいております。これは例年とずっと一緒ということですね。

次でございまして、これは85ページになります。職場環境のところですね。こちらにつきましても、前回、少し議論、堀川先生から御意見をいただきまして、今後の方向性ということで、平和基金のほうから修正等をいただきまして、今後相談窓口、女性相談員の設置とか、あるいは相談窓口の周知等、実施のための検討を行っているところだということで、そういう記述も書き加えていただいていたんですけども、前回の議論を踏まえて、質疑応答等確認させていただきましますと、やはりまだ、これは昨年ちょっと議論になったところですけども、まだ少し、こちらにつきましても、これからちょっとまだ改善の余地があるんじゃないかということでお話しさせていただきまして、十分ということではなくて、おおむねということで、これは評価をさせていただいております。それということで、「B」ということでさせていただいております。

その次でございまして、こちらが、前回のとき、特にいろいろナカポツ委員会から評価の視点ということもちょっと踏まえまして、少し時間をとって議論させていただいたんですけども、やはり内部統制ということにつきましては、前回基金の自己評価では「AA」ということでいただいております。これにつきましては、鈴木先生からもいろいろ御議論、御意見とかいただきまして、改めて基金のほうで、例えば役員会を中心として、あるいは理事会等を中心としてやられている事項を一生懸命詳しく書いていただいて、かつ鈴木先生からも御指摘をいただきまして、役員会における監事の役割ということで、監事からどのような質問があって、どういう対処をしたのかということも細かくちょっと書き加えてはいるんですけども、やはり、「AA」となりますと、なかなか民間企業等から比べて、かなりすぐれた内部統制機能、あるいはシステムをもってやられているかということに相当するということで、じゃ、仮にちょっとこちらのほうで、そういう体制をとっているかということ、一応やることは十分にやっただけなんですけれども、それでエクセレンスな、いわゆる大幅にという説明のところは、なかなかちょっとこちらの記述だけでは難しいだろうということで、こちら先生方へも個別に説明をさせていただいたときにも、御意見も承りまして、一応こちらのほうにつきましては、「AA」から「A」ということで変えております。以上でございます。

【北原特金室長】引き続きまして、今のが、個別、項目別の評価調書の部分でございまして、これは前回のお話から踏まえて、特に「AA」については、ここが「AA」

ですというものをもって、できないものについては評価を違う評価でさせていただいているところなんですけれども、それで、これが今の3-3ですけれども、じゃ、全体としてどうかというのがこの3-1のほうでございます。3-1のほうも、いろいろ書いていますけれども、ほとんど今の評価調書のところから内容は書いてある話でございますので、先生方に特に見ていただきたいのは10ページの中ほどからです。ここが今の個別のところから出てくる、特にこの10ページのⅡ、これが全体でございます。全体評価ということですが、ここでは全体といたしますか、総合評価としては、事務局案としては、目標を十分達成したものであるということで、今回は挙げさせていただいております。この総合的な評価というのは、果たしてどういうところからやったらいいのかというのは、昨年もいろいろ御議論いただいたところですが、例えば前回、昨年の御議論でもありましたように、項目ごとの「A」なり「B」なりの数から見たときどうなのかという議論と、そうはいつでも、特にここは重いんじゃないかという部分はどうかという御議論がございました。

それで、全体の数ということでいいますと、昨年は全体といたしますか、項目ごとの数ということでいえば、昨年は25項目のうち21、ほとんどが「A」という格好でございました。しかしながら、全体の総合的な評価としては、おおむね評価できるというのは、評語でいえば「B」に相当するものとなっております。

今年はどうかということなのですけれども、先ほどその評価から外した部分を除きますと、29項目中22ということで、「AA」も入ってきていまして、そういう意味では、去年より若干上がっているという格好になっております。

それから、単純な数の話ではなくて、何が大事かというのは、これはいろいろおありと思いますが、1つやはり基金にさせていただく仕事として大きかったものは、例の特別記念事業、それから慰霊碑の建設、あるいは従来からやっております資料館をはじめとした資料の展示というところがございます。これにつきましては、実は昨年は資料の展示のところ、残念ながら「B」、といってもその前の年から「B」だったんですけれども、ということもありました。それから、特別記念事業についても「B」と、慰霊碑についても「B」というような形でありまして、昨年席上いろいろどうなんだろうという御議論をいただきましたが、結論においては、「A」に近いが「B」だという形であったところ

です。今年に振り返ってみますと、まず項目としては、先ほど申し上げたように、若干上向きということですが、今申し上げました特別記念事業というところにつきましては、今年

「A」という形でちゃんとやっていただいているんだと。確かにその例の標準処理期間のところの話もありますが、やむを得ない面もあると。さらに慰霊碑については、着実にやっていただいている。それから、資料の展示につきましても、資料館の一番の基幹たる、資料館の入場者人数の部分もありますが、それを含めて、なお全体としては、今回の案としては、資料展示につきましても「A」という形で、いずれも十分やっていただいているということになっております。特にそうした点と、それから全体のところを見て、今回は目標を十分に達成したもの、つまり、評語でいうのであれば「A」という形で、今年の「B」から「A」に上がった形での事務局案ということで提示させていただいております。

なお、下のⅢ、11ページのところには、個別に書かなければいけないことはございますけれども、そちらについて記述はしてございますが、今回、じゃ、全体どうするかということについては、この10ページのⅡ、中期計画全体としてこういう形で考え方と事務局案ということで示させていただきましたので、果たしてこの考え方でよろしいのか、あるいは考え方はそうだとしても、結果においてどうなのかと、あるいは総合的な御判断というのもあると思われまいますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

【亀井分科会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等をお受けしたいと思はますので、どうぞお示しいただければと思はますが、いかがでございましょうか。

【仲地委員】 項目別評価ですが、基金解散後の資料等のあり方を2つに分けたと。インターネット資料館の構築という新しい小項目を起こしているわけですが、35ページですね。評語をつけるのは、小項目ごとにつけるわけですね。それでいいですね。

【事務局】 小項目、はい、こちらの小項目ごとですね。

【仲地委員】 つけるわけですね。それと、この小項目のつくり方というのは、評価の段階で小項目を自由につくれるんでしょうか。中期計画の段階で小項目というのは決まっているということはないんですか。

【事務局】 中期計画に基づいてやるのが原則なんですけれども、一部、中期計画から外れて、例えば年度計画のあった項目ですね。中期計画にはそういうふうを書いていなかったけれども、特記して評価する項目というのは、年度計画で発生した場合は、そちらのほう切りかえて。

【仲地委員】 年度計画で小項目をつくと。そうするとですね。

【事務局】 はい。いわゆる中期計画が原則なんです。

【仲地委員】 年度計画で小項目をつくる方がいいとして、年度計画では小項目はあったんですかね。つまりインターネット資料館の構築というのは、小項目なかったわけでしょう。

【事務局】 年度計画では、これは項目に挙がっていましたがけれども、小項目としては。

【仲地委員】 達成目標の中に入っていたということではないんですか。小項目、前回欠席したときの資料を持ってきて、今、見てみたら、達成目標のところに書かれているわけですよね、小項目ではなくて。

【事務局】 はい、こちらのほうですね。

【北原特金室長】 今、御説明申し上げたように、原則ではなくて、本来、ルール上、中期計画と照らし合わせるということになります。中期計画そのものには、この部分は入っておりません。したがって、もしそれにすると、消えてしまいます。消えてしまうんですけれども、しかしながら一方で、その中期計画をつくった時期と、現在の評価時点、それから実際にやられてみて、きちんとやられている部分についての評価として、出してよいのではないかという判断で、こちらで載っていると、そういう格好でございます。あくまで、本当は、本当はというのは変ですけども、ルールで書かれているのは中期計画から比べてどうかということでございます。

【仲地委員】 これ、気になるのは、こういうふうにも小項目ごとに評価ということになって、評価の段階で小項目を自由につくっていいということになると、例えば「AA」を増やすとか「A」を増やすということで小項目をつくる、あるいは悪い「B」を隠すために、小項目を減らしてしまったり、小項目を統合すると。小項目を増やすことが許されるなら、小項目を統合すること、これは当然できんということですかね。

【事務局】 統合は基本的にしておりませんので、例えば、今回でも、書状等贈呈事業、あるいは書状等贈呈事業及び特別記念事業の認定原議の電子化という項目がございますけれども、あちらの評価不能になったところですね、結果的にですね。そちらにつきましても、結局中期目標に入っておりませんで、年度計画で新たに活動として、基金の活動としてやろうとした項目なんですね。それをちょっと今回は特記を、こちらも特記をしておりますね。

【仲地委員】 やはり、今の室長の御説明にありましたように、計画には挙がっていなかったけれども、特にその後頑張って評価すべきことが出てきたら、小項目に挙げていいということは理解できますけれども、インターネット資料館の構築は、達成目標の中に入

っていたわけですよ。入っているわけですよ。

【事務局】 これは中期計画には入っていませんが、年度計画にはこれは入っておったですね。ありますね。年度計画のほう、すみません、ちょっと……。

【仲地委員】 これはあれですか、前回の自己評価ですね、自己評価の達成目標の中には、インターネット資料館の構築が入っているわけですがけれども、これを新たに取り出して、評価をするとすると、何か成績を上げるために恣意的にできるということになってしまわないかというのが発言の趣旨ですけどね。

【事務局】 すみません、そういうことですね。わかりました。特に今回、成績を上げるためにというよりは、(4)のところですね、そちらのほうのところが、もともと先回の達成目標の中にインターネット資料館が入っていたということなんですけれども、それにつきましては、これは中期計画になかった項目なんです。それはその項目として中期計画の項目の中に年度計画のものを、これ入れてきたんですね、これ。ちょっとわかりにくいんですけども。項目としては、中期計画では、(4)の基金等の解散のあり方しか入っていないんですね。その中に年度計画のほうの項目ですね、書いてある項目を達成目標の中に入れてきたんですね。

【仲地委員】 年度計画ではインターネット資料館の構築は、小項目の基金解散後の資料等の在り方の中に、年度計画では含む？

【事務局（諏訪）】 年度計画では同じ並びですね。

【北原特金室長】 前回も入っていたんじゃないかということですよ。前回の。

【仲地委員】 年度計画では。

【北原特金室長】 年度計画レベルでは入っています。

【仲地委員】 独立していないわけですよ。

【北原特金室長】 いや、項目は分かれています。

【仲地委員】 分かれています。

【北原特金室長】 はい。ただ、もともと中期計画のほうに出てこないものですから、前回お出ししていた表の中では、その中期計画の傘の下に入れていたんですけども、ただ、これは中期計画から照らして見るというやり方をしたときに、基金解散後の資料のあり方として、インターネット資料館のことを基準に考えるというのは果たしていかなものかと。インターネット資料館の話は、非常に大事な話ではあるが、もともと書いてあった中期計画において、資料のあり方のところに出てこない。むしろ、ほかのところイン

ターネットの活用といったところのほうが近いのですが、解散後の資料のあり方そのものということであれば、むしろその資料そのもの話について見るべきである。しかしながら、今回のインターネット資料館というのは、非常に大事な話ではございますので、こちらで特に分けてさせていただいたと。

【仲地委員】 わかりました。年次計画では、2つは独立していると。それを自己評価はなぜ1つにしてしまったんですか。

【事務局】 これは一応中期目標に基づくものなので、この中期目標では、やっぱりこししか出てこないんですね。だからここの中に入れてきたんですね。

【仲地委員】 それを年次計画のほうで今回は評価をしたと。

【事務局】 はい。

【仲地委員】 なるほど、わかりました。

【北原特金室長】 今、仲地先生からお話があったように、恣意的に増やして、いい評価を増やせるんじゃないかという、もしこれが自己評価でやれるのであれば、そういう操作が可能ということもあり得ると思います。ただし、今回は自己評価でそういうことをしてきたということではなくて、私どものほうで改めて、もとのルールと突き合わせて、中期計画と照らし合わせたらどうなるかということ、今の資料が、資料そのものがどうかというところに着目するところだということであって、インターネット資料館については、むしろほかの項目との親和性のほうが高いということであると思われまますので、ここではないだろうと判断しました。

しかしながら、ここは逆に言えば、正にこの分科会における先生方の御裁量ということですが、こうやってしっかりやったものについても、やはり評価として表すべきだとお考えいただくのであれば、こういう形をしていただくことになるかと考えますし、そうではないんだと、項目として表れていないものは出すべきではないとお考えいただくのであると、違う取り扱いになろうかと思いますが、ここでの事務局案というのは、中期計画上名前が出てきていなくても、こうした形で評価をするという考え方として案を示させていただいているところです。

【仲地委員】 わかりました。出されている案で結構だと思います。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。何か御意見ございましょうか。

【鈴木委員】 すみません、これに関連してというわけ……、まずちょっと確認なんで

すが、今、仲地先生がおっしゃったのは、要するにあれですよ、この統廃合というか、統合していいのか、別区分にしているのかという話なんだけど、今、ここを分けたのは、やはり再検討した結果、結局独立項目じゃないとおかしいですよと、そういう正にそういうことでお分けになったと、こういう認識でよろしいですよ。

【北原特金室長】　そうですね、まあもっと言えば、解散後の資料のあり方の評価として着目するものがインターネット資料館でよいのかということなのです。

【鈴木委員】　そういうことですよ。ですから一緒にしたら、逆にまずいですよと、そういう考え方で、そういう理解でよろしいですね。

【北原特金室長】　はい。そのつもりでの案でございます。

【鈴木委員】　それで、33ページの話なんです、資料3-3のですね。この赤で入っているところで、下のほうに、一方で展示資料の中で棚卸しされていないもの云々と、こうあるんですが、ここはどうして、この理由というのは何かあるんでしょうか。

【北原特金室長】　はい。

【鈴木委員】　この赤で書かれているところありますよね、(4)の。一方でというのが、展示資料の中で棚卸しされていないものや、資料の中で契約関係、権利関係が整理されていないものや不明なものがあることから、今後やらなきゃいけないというふうに書かれているんですが、これがこういう整理されていなかった、また、ということの事由は何かあるんでしょうか。元々やらなきゃいけないことだったんですか。それとも、それはやらないことというよりは、むしろその中でやらなきゃいけないということがわかって、これをやらなきゃいけないという、そういうことなんですか。

【北原特金室長】　中期計画、上のほうにございますけれども、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進めるということで、計画を立てていただいているところです。ただ、基金のほうで今まで管理されている資料というのは、膨大なところがございまして、それについての手続については進めてきていただいたところではありますが、21年度中について言えば、なおカバーし切れていないところがあつたと聞いております。それは今の基金の中でやっていたら、22年に更に進めていただいているところがございますけれども、21年について言えば、なおやらなければいけないという状態がございますので、こういう形になっております。

【鈴木委員】　例えばですね、基金って規模的に職員の方も小人数でやっているわけですね。それでいろんな課題もたくさんあるわけですよ。あれもこれもたつて、法人の

能力には限度があるわけですよね。それはプライオリティー、何を優先させるかということだってあろうと思うんですよ。その中で優先させるべきだったんだけど、やらない、そうでもない、プライオリティーが低いからやらないっていろいろな理由、それから財源の問題、資源の問題とか、その何か理由づけがあれば、ちょっとその辺も、もし入れていただければ、わかるのかなど。ただ単に、全体的に怠けてやらなかったという印象は私にはないんですよ。だから、何らかの理由があるのかなという感じがしたので、ちょっとその辺がわかるとありがたいなと思いました。

【事務局】 じゃ、その辺、少し記述を。

【亀井分科会長】 これは資料の元々お持ちになっている方の所在とか、あるいはそのお亡くなりになって、不明なその部分があつてという話はどうですか。

【北原特金室長】 その部分につきましては、従来から基金によくしていただいていると聞いておりまして、ただ連絡がとれなくてどうしようもないねというものだと思います。だから、ここで更に書いているのはそれだけではなくて、今お持ちの資料についての権利関係がなお不明であるものでありますとか、昨年やっていたいた棚卸しの中から漏れていたものがあつたとか、そういうものがございますので、手を尽くしていただいた部分については、今までのところ書いているんですけれども、なおやっていただくべきところがあると。移管の前提として、権利関係でありますとか、あるいは何があると、あるべきものがあるかといった点について、なお整理が必要な状態であると。今、やっていただいているということがございますけれども、そういう状態であるということがございます。

財源的な話だということは特に聞いておりませんが、やはりその基金が今まで収集されてきた資料というのはたくさんございますし、こういったものの取り扱いにつきましては、単純に所有権だけではなく、いろいろなものの関係があるので、そうしたものの整理というのをしていただきたいという話でございますけれども、21年度のあと半年という段階では、なおやっていただくという形の状態になってございます。

【亀井分科会長】 鈴木先生、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

【鈴木委員】 この表現だと、ちょっと怠けていたということになるので。

【北原特金室長】 これはちょっともう少し、こうこう、こういう事情がありという書き方、こういう状況があつてという書き方があつたほうがよいのではないかということがございますよね。

【鈴木委員】 そうなんです。そうするとよく、まあ怠けているのではないよと。まじめにやっているんだけどというようなことが伝わると、ありがたいかなと。

【北原特金室長】 ちょっとその辺の書きぶり、どういったものができるか、ちょっと基金のほうにまた御事情を聞いた上で表現ぶりについては、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

【亀井分科会長】 はい。よろしゅうございましょうか。ありがとうございます。ほかに御意見いかがでございましょうか。私の感じだと、例えば効果的な広報なんか、最近類似の、同じような性格の資料展示館、昭和館なんかの広報を見ていると、明らかに平和祈念展示資料館の広報活動をまねておられるというんでしょうか、類似の活動にどんどん出てきているような、何かそういう印象をすごく私個人的に見ていますと感じていますね。明らかに効果があって、やはり効果があるというようなことを評価されているんじゃないかなというふうにちょっと思う意味では、いろいろ努力されている部分がやや「A」という評価ではお気の毒かなとかとちょっと思うんですが、ただその一方で、大幅な改善という部分の「AA」の50%か80%かの差が相当な効果があったというようなところで見ると、やはり「AA」はちょっと無理かなとかというように思いも正直なところございます。前回の基金のほうのお示しいただいた自己評価からすると、何か相当厳しい評価に変わっているというようなことで、基金のほうもいろいろ御意見がおありになるんじゃないかなとかって個人的には感じておりますけれども。そういう意味では、内部統制ガバナンスに関しても、ちょっとそういうような部分も、個人的に印象は実は持っております。

ただ、全体の評価については、先ほど室長から御説明があったような、昨年はおおむね目標を達成したという、「A」に限りなく近い「B」だという評価が昨年の全体評価だったと思うんですが、今年度に関しては十分に目標を達したという、堂々と「A」というふうには評価可能な成果をおあげになったのではないかとこのように個人的に見ておまして、この部分に関しては、全く同感でございます。「AA」というようなことについて、どう位置づけるかということについては、御案内の委員にも申し上げましたように、大幅な改善向上という点からすると、ちょっと「AA」が「A」という形に評価替えになったというのがちょっとやむを得ないかなとかという思いもございますが、先ほど御説明の中に出てまいりました語り部の積極的活用という部分について、「AA」が「A」評価という形に1ランク評価が下がっている点については、何か御意見等があればというような御説明の際の御発言もありましたので、何かもしございましたら、どうぞお示しをいただければと思

いますが、いかがでございましょうか。

【事務局】 こちらの3-3の50ページのところです、すみません、先ほどのですね。

【亀井分科会長】 これも、何ていいたいでしょうか、対外的に見たときに、大幅な改善向上というような件をやはり当てはめると、いろいろ御努力をされている部分については、十分に評価させていただいているとしても、「AA」はちょっと厳しいかなとかというようなことをちょっと思いながら、今、御説明を伺ってございましたけれども、いかがでございましょうか、どうぞ委員の先生、御意見をお示しいただければと思います。これだけでなく、ほかの箇所も含めてで結構でございしますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。もし特段御意見、御異論がないといたしますと、今、御発言をいただいた文章の表現等を含めた評価調書への御意見の反映という点につきましては、大変僭越でございしますが、私に御一任をいただきたいと思います、そういう形でこの評価を委員会の結論ということにさせていただければと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。仲地先生、よろしゅうございましょうか。

【仲地委員】 はい。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。それでは、これ、今申し上げました、若干加筆等の手直しがあり得る可能性がございしますが、今日、御審議いただいた評価結果は、総務省独立行政法人評価委員会議事規則によりまして、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができるということになっておりますので、この親委員会につきましては、8月24日に開催が予定されておりますので、御一任いただきました評価結果をもって、親委員会のほうに私のほうから御報告をさせていただくという予定、手はずになりますが、御報告させていただきます資料につきましては、事務局を通じまして、事前に委員の先生方皆様にお送りをし、御確認をいただくという手はずになると思いますので、その点お含みの上、御了承いただけたという結論にさせていただければと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」の声あり)

【亀井分科会長】 ありがとうございます。

【仲地委員】 次の議題に入る前に、ちょっと知識の確認をいろいろしたいんですけども、評語の意味ですけどね、「AA」、「A」、「B」、「C」、「D」の評語の意味ですけども、今日いわれている「AA」は中期目標を大幅に上回って達成と、これは親委員会がつ

くった基本的考え方なわけですね。この「AA」の意味ですけれども、中期目標を大幅に上回って達成というのは、これは親委員会の考え方ですね。その次の括弧の、目標を100%を超えて達成したと判断できるというのは、これは本分科会の考え方のわけですか。

【北原特金室長】 はい、そうなります。この分科会でございます。

【仲地委員】 この大幅に上回っている100%というのが、ニュアンスは大分違うんじゃないかなと思うわけですけどね。101%だったら、本分科会では「AA」ですけれども、親委員会の「AA」は1%では大幅にはならんだろうと。私の語感では、少なくとも10%か20%でなければ、「AA」にならないんじゃないかと思うんですが、これはこの辺は評価の考え方に、親委員会と本委員会ではそこがあるんじゃないかなと思っていますが、これはいかがなんでしょうか。

【北原特金室長】 「AA」、この分科会のやつの「AA」と「A」は、「A」がほぼ100%と書いていますので、まあ100前後というのはこの辺に入るんじゃないかと思っていますが、その意味で、親委員会が文章によって書いたものに加えた、この括弧の100%を超えてというのが具体的に何%というのはございませんけれども、やはりそのイメージするところはいろいろあるにせよ、今、先生がおっしゃったような大きな数字ではないかと普通に考えれば思われるんですけども、ただ、この文章、確かに、これ1%でも超えれば、ここに入るのかという読み方をいたしますと、果たしてどうかという御議論はあり得るようなものになっているとは思いますが。

ちょっと数字での判断というのがなかなか難しいものが多いと考えておりますので、今回のものにしても、数字で明らかにこれだというもの以外については、この部分が大幅に上回ってということでもないことには「AA」ということにはしていないと。数字でやれるものについても、100程度ということであれば、「AA」ということにはしていないということに、形ですしています。ここの分科会における評価の考え方の括弧書きのところが、確かにこのところが本体の大幅とか十分という言葉と整合性をもって説明できるかという点については、やはりそういう御議論はあり得るものと思っております。101なら「AA」かという、そういう読み方はしておりませんが。

【亀井分科会長】 そうですね、はい。

【仲地委員】 大幅に上回って考えるか、100%を超えたら「AA」になるかということは、この物差しを当てはめる場合に随分変わってくるだろうと。100%を超えて達成したと判断できると当てはめたら、「AA」も出てくるんじゃないかなと。業務経費の削

減等は「AA」になってもいいんじゃないかなと思いますが、少なくとも親委員会の考え方は中期目標を大幅に上回って達成ですから、この括弧書きというのは、本分科会で考えた物差しだったら、これはちょっと考えたほうがよくないでしょうかね。

基本的には親委員会の評語を当てはめると。評語といいますか、評語の意味を当てはめるといって考えたいと思いますけれども、括弧内のこの取り扱いに関しては、本分科会が決めたんだったら、また認識の統一をしておく必要があるんじゃないかなというのが意見です。

【亀井分科会長】 「AA」の括弧の中も、私個人的には100%大幅に超えてというような理解で読み替えておりましたので、100%の何かでは、今、室長がおっしゃったように1%超えたりとかというのは、おそらく「A」評価というふうな基準をずっと意識しておりましたので、この評価調書なんかの項目別の評価に関しても、「AA」に関して100%程度というふうには個人的には思っておりませんので。

【仲地委員】 そうですね。私は、この括弧内は目標ほぼ100%というのは、100%に達しないけれども、例えば97%だったら「A」、100を超えたら「AA」かと読めると思ったもので、そんなふうに発言しましたけれども、目標100%も大幅に超えてという意味なんだということですよ。

【亀井分科会長】 はい。

【北原特金室長】 括弧書きでございますので、大幅にの解釈として、大幅にという解釈ですから、大幅にというところははずせないはずですので。ちょっとそこは、なかなかこれ読みづらいところもございますので、ちょっとこれ、今回こういう形で、どちらかという本文といいますか、大幅とか十分とかいう語感の数値的にカットできないような世界で出ささせていただきましたけれども、ちょっとこの辺の、なぜこういう文言になったのかという経緯もあるかもしれませんので、実は、何か、どこかに配慮していたり、深遠な議論があるのかもしれないので、それはちょっとまた、私どものほうで過去の経緯は調べた上で、また御議論できるものなのかということちょっと調べさせていただければと思います。

【仲地委員】 はい、わかりました。理解としては100%を相当数超えたということですよ。

【亀井分科会長】 はい、そう。

【亀井分科会長】 ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

【竹重総務部長】 先ほど北原室長から話がありました資料の3-1のところの11ページでございますが、4行目のところで、セクシャル・ハラスメントへの対応をはじめ、職場環境に配慮した措置を徹底することを求めたいという文言がございまして、実はこれはこれで結構なんです、当基金も、いろいろ反省する点、確かに今回評価「B」になっておるんですが、反省する点等もございまして、理事長、理事の御指示がありまして、今年度の評価はもうこれでいいんですが、翌年度という意味で、早速7月20日に基金内の会議をやりまして、それからペーパーもつくりまして、室内に掲示をして、職員もわかるように。それから、その相談員も男性と、非常勤職員も女性がたくさんいらっしゃいますので、非常勤職員の方の相談もちゃんと受けられるように、女性の職員の相談員も設けまして、そういう対応も今年度改めまして、即指示をさせていただいておりますので、ちょっと御報告まで。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。

【堀川委員】 それに関連してでございますが、例えば就業規則などにもそれは出ているんでございましょうか。

【竹重総務部長】 はい、出ております。

【堀川委員】 懲戒処分の対象になるといって。

【竹重総務部長】 はい。

【堀川委員】 わかりました。

【亀井分科会長】 それでは、ほかに御意見ございませでしたら、次の議題に進めさせていただきますと思います。

次は5番目の平成21事業年度財務諸表及び事業報告書等（案）でございます。これにつきまして、事務局及び基金から御説明お願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

【事務局】 独立行政法人通則法ですね、そちらに基づきまして、独立行政法人につきましては、各事業年度終了後に当該年度の財務諸表につきまして、主務大臣の承認を得ることとなっております。基金で申しますと、総務大臣の承認ということになりますが、この承認に先立ちまして、あらかじめ、この独立行政法人評価委員会の御意見をいただくこととなっております。こちらのほうは分科会に降りておりまして、分科会のほうで御意見をお聞きいただけることとなっております。

この財務諸表の意見につきましては、先ほど申しました、総務省独立行政法人評価委員

会議事規則によりまして、分科会の議決をもって、委員会の議決とすることができることとなっておりますので、次の親委員会に、その結果を報告する旨を規定されております。そうしまして、こちらの分科会でいろいろ出された御意見が、そのまま親委員会の御意見になるということでございますので、その旨、事前にちょっと御説明させていただきます。

それでは、基金のほうから、昨年度、平成21事業年度の財務諸表等につきまして、御説明いただきたいと思っております。

【亀井分科会長】 よろしく申し上げます。

【竹重総務部長】 それでは、私のほうから御説明申し上げます。資料4のほうで御説明をします。平成21事業年度の財務諸表及び事業報告書というところの案でございます。その決算書と財務諸表について御説明を申し上げますが、まず、この財務諸表につきましては、ずっと資料の最後、ちょっと資料が2つに分かれておりますが、後ろのほうの資料の22ページ目、23ページ目のところに、私どもの監事の黒沢、横堀両監事からの監事の意見、それから23ページには、私どもの監査法人からの監査報告書を添付させていただいております。21事業年度の監査を既に受けておりまして、基本的には適正であるということをおまづ承認を受けておりますということをお報告をさせていただいて、財務諸表の御報告、御説明に入らせていただきたいと思っております。

それで、同じようにちょっと後ろのページのほうの20ページ目のところの最初に、決算報告書というのがこちらちょっと中ほどにございますので、それのとじているほうの、後ろのほうのとじているほうの20ページ目でございます。決算報告書というのがございますので、そちらのほうから御説明をさせていただきます。

収入と支出の決算書ということでございます。収入のほうでございます、真ん中の決算額というところをお覧いただければと思っております。予算額、決算額という形でございますが、決算額のところで御説明を申し上げます。収入のほうでは、運営費交付金と運用収入、それから臨時収入ということで、トータルの決算額が25億3,733万ということでございます。これは、運営費交付金と運用収入につきましては、労苦継承事業ですとか、人件費ということで、国からの運営費交付金及び運用収入分ということで、両方2つ合わせたのが10億8,000万、それから臨時収入と申し上げましたのは、特別記念事業にかかわる部分ということで14億ということでございます。これが合わせて25億3,700万ということでございます。

支出のほうでございますが、慰藉事業という中には、今申し上げました特別記念事業部

分と労苦継承事業部分、2つ入っております。ここに19億9,889万円というのがございます。この中の19億の中の14億5,900万、この金額が特別記念事業部分でございます。労苦継承事業部分が5億3,900万、それから一般管理費及び人件費分、今申し上げました5億3,900万と6,500万、1億9,200万の人件費合わせました7億9,800万が労苦継承事業、特別記念事業以外のものということでございます。合わせまして、特別記念事業が14億5,900万、それ以外の労苦継承事業が7億9,800万で、合わせて22億5,755万ということでございます。

決算額といたしましては、当然予算額は収入、支出、基本的に同額で計上いたしておりますが、決算額は収入予算のほうが当然支出予算よりも多いと、2億8,000万ほど多いということでございますが、この経費は基本的には労苦継承事業等が2億8,000万ほど多いという形でございます。決算といたしましては、差額が出ておるということでございます。

次に財務諸表のほうに入っております。最初の資料4の一番頭のページ、財務諸表というところに戻ってまいります。1ページ目の貸借対照表のところを御覧いただければと思います。まず最初に貸借対照表でございます。資産の部というところでございます。流動資産ということで、現金及び預金ということで136億6,600万という大きな金額が、これは3月31日現在の残高という形で現金がありますということでございます。通常はこれは譲渡性預金等で運用されておるものでございますが、その3月31日現在には、それがたまたま換金をされておりますということで、現金及び預金という形で口座にあるものでございます。もうこれは、この4月に入った時点で、既に譲渡性預金等で再運用をされておりますということでございます。

有価証券でございます。37億161万円と、これも流動資産でございますから、1年以内に償還期が到来する有価証券ということで区別されております。37億でございます。前払費用という形で20万6,800円ということで。未収収益ということで、2,257万円ということで。未収収益と申しますのは、支払い日が未到来の有価証券について、3月期までの経過利息を計算したものという形で一応経過利息を計上いたしております。これが2,300万ということでございます。流動資産のトータルが173億9,000万ということでございます。

次に固定資産でございます。有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産ということでございます。まず有形固定資産といたしましては、建物及び附属設備ということでご

ございます。そのトータルが、それぞれ毎年の減価償却後という金額でございまして、1,488万円、工具器具備品類が3,030万、それから今年度初めて計上されておりますけれども、建設仮勘定ということで、これはまさしく22年度に建設が完了します。もう既に完了しているんですが、今時点では完了しているんですが、慰霊碑の科目勘定でございます。5,059万円ということで計上いたしております。

それから、無形固定資産といたしましては、22万円ということでございます。それから、最後が投資その他の経費ということで、投資有価証券ということで、これは先ほどに比べますと、今回は償還の到来日が1年を超える有価証券ということで、これは長期の有価証券でございます。78億7,400万ということでございます。それから敷金・保証金でございます。これは私ども展示資料館を持っておりますが、住友ビルの展示資料館分の敷金・保証金の類でございまして、7,294万円でございます。これらの経費を合わせまして、投資トータルが79億4,700万でございますので、トータルといたしまして、固定資産のトータルが79億9,800万でございます。資産の計が流動資産と固定資産を合わせますと、253億8,927万ということでございます。一番右側の数字でございます。

次に負債の額でございます。1番目に流動負債でございます。運営費交付金債務ということで、1億5,200万ということでございます。運営費交付金債務と申しますのは、運営費交付金はいったん運営費交付金債務に計上されます。業務の進行に応じまして、収入としてカウントすることを収益化というわけでございますが、収益化された額は、損益計算書の経常収益の欄で運営費交付金、収益として計上いたしますけれども、収益化されなかった額が運営費交付金債務としてこの勘定に残りますということで、3月31日現在残っております金額が1億5,200万ということでございます。

それから未払い金、3月末で契約はもう既に履行したんですが、支払いが4月に入りますよということでございますので、そういうものが1億6,000万ございましたとか、そういうものは既に4月で全部支払いを終わっております。それから未払い費用、基金負担の社会保険料等の支払い、これが約1,000万。それから預かり金、非常勤職員等から預かっている所得税等でございます。これは税務署等へ支払いをするものということでございますが240万で、これもすべて4月時点で支払いが済んでおります。流動負債のトータル3億2,600万ということです。

次、2ページ目のほうに、固定負債ということでございます。資産見返負債ということで、まず資産見返運営費交付金ということで、運営費交付金で購入した資産ということで

ございます。それから資産見返補助金、認可時代の補助金で購入した資産というものがございまして、合わせて3,400万、それから引当金、退職給付引当金、これが770万ということでございまして、合わせて4,176万円でございます。

3番目でございますが、法令に基づく引当金等ということで、特別記念事業準備金、法令に基づく引当金等ということでございます。これが現在19年、20年度に特別給付金ということで基金の資本金400億から200億円を充当して、特別記念事業を実施いたしますよということをいたしました。その準備金の特別記念事業で残っているといたしましょうか、その額の部分が33億2,100万ということでございます。負債額のトータルは一番右側36億9,000万ということでございます。

それから純資産の部ということで、資本金、当初400億あった部分が、特別記念事業で200億ということでございましたので、政府出資金はこの3月現在で200億ということでございます。

2番目が利益剰余金でございます。前中期目標の期間の繰越積立金ということがございまして、2億2,900万。昨年、20年度の未処分利益ということで積み立てしております金額が2億5,100万でございます。今年度、当期の未処分利益分と、また後でまた出てまいりますけれども、1億4,000万ということでございますので、この3本を合わせました数字が、右側真ん中の欄のところ、6億2,100万円ということでございます。

一番最後、その他の有価証券評価差額金ということでございます。これは所有する長期、短期の有価証券の3月末時点の評価額で、3月末に売却したと仮定した場合の売却益を計上いたしておりますということでございまして、これが10億7,700万ということでございます。純資産の合計額が216億9,800万ということでございます。負債と純資産のトータルが253億8,900万でございますので、先ほどの1ページ目の資産のトータルの253億8,900万と合計額が合いますということでございます。

次に3ページ目でございます。損益計算書でございます。21年4月1日から22年3月31日までの損益計算書ということでございまして、経常費用ということで、慰藉事業部分と一般管理費分ということで足し合わせた経費金額トータルが4ページ目の右側、一番右側22億7,000万という金額が経常費用でございます。

それに対しまして、運営費交付金という形で運営費交付金収入ということで、5億5,200万、運用収入が3億8,500万というようなことで、経常収益をいたしまして、トータルが9億7,300万でございます。経常費用からの22億7,000万から、経常収

益の合計額、先ほどの9億7,000万を引いた差額が12億9,700万ということでございまして、これに臨時の損失分144万円を足した金額に、臨時利益分、臨時利益分と申しますのは特別記念事業の収益分でございます。合わせますと、この金額が14億3,400万でございますから、これを差し引きしますと、当期の純利益が1億4,028万4,504円ということでございまして、先ほど申し上げました2ページ目の当期の未処分利益分1億4,028万4,504円と同額ということでございます。

次に5ページ目、キャッシュフローでございます。これは基金の現金の流れを集計をしたという形のものでございまして、業務活動によるキャッシュフロー、それから投資活動によるキャッシュフロー、財務活動によるキャッシュフローということで、1、2、3を足し合わせたトータルの資金増加額といいますのが132億3,700万という4番目の数字でございます。資金の5番目、資金の期首の残高というのは、20年度末の残高と同額でございます、当然のことでございますが、これが4億2,800万でございます。それに4番目と5番目を足した数字、一番下ですね、6番目、資金の期末残高というのが136億6,600万という現金の額でございます。この額は最初に申し上げました1ページ目の流動資産の現金及び残高の3月31日の金額136億6,600万、この数字でございます。この数字と同額ということでございます。現金の流れですので、3月31日の現在の現金と同額という形になります。

それから利益処分に関する書類でございますが、当期処分の利益額と、当期未処分利益、当期の総利益ということで、私ども再三今述べております1億4,028万4,504円というものを積立金として総務大臣に承認をお願いをしておりますということで、処分の仕方という形は、そのように考えておりますということでございます。

それから、次の7ページ目でございますが、行政サービスの実施コスト計算書、それでは基金は国民の皆様に対して、いかほどの経費をかけておるのかということを開示しなきゃいけないのかといいたいまいしょうか、独法として業務運営に関して、国民の負担に帰せられるコストはどのようになっているのかということをお示ししているのが、行政サービスの実施コスト計算書ではないかと思っております。それで、1番目の業務費用といいますのは、まさに損益計算書上での運営費、経常費用が全体でどのぐらいかかっているのかという金額が22億7,200万でございます。これは先ほど損益計算書上に出てきている数字でございます。その中から、一部控除する金額がありますというのが(2)で控除する金額、それは200億円の運用益につきましては、直接的には国民負担ではないということ

で運用益等につきまして、3億9,900万を控除しております。そうすると、業務経費という形で金額としましては、一番右側の数字でございます、18億7,200万という数字でございます。それ以外に2番目、3番目につきましては、賞与ですとか退職金等で、当然のことながら基金が本来ならば見るべき数字であるということで、ここも計上すべき金額であるということ。それから4番目の数字、機会費用という、この言葉はちょっと聞きなれないかとは思いますが、ここも、本来ならば、この200億円という政府出資金を、例えば基金に貸さずに貸し付け等に回せば、どの程度の利息、金利による利息が計上できるのかというようなことで計算をいたしますと、まさしく10年国債の利回りで計算をさせていただいております。これは共通でございます。基金だけが勝手にこういう金利で計算しているわけではなくて、すべての法人さんが同じような考え方で計算をいたしております。今年度は10年利付国債の3月31日の金利で計算をいたしますと、1.395という金利で計算をしている。それに200億を掛けた形で計算をいたしております。これが2億7,900万ということで、トータルいたしますと21億6,100万というのが行政コスト計算という形が出てまいりますというのが基金の数字でございます。

あとは注記事項という形で、例えば4番目に特別記念事業では、200億準備をいたしておりましたということと、21年度においては14億を使用しましたですとか、次のページ、9ページ目には、重要な後発事象ということで、本年度、正しく皆様に何度か御説明をさせていただきましたシベリア法案が発生したことによりまして、9月30日に基金が解散をいたしますよと申し上げておりましたけれども、特別給付金を支給する事務を引き続き行いますよということがここに書かれてございまして、そのために基金はその事業を、その支給事務を行うために基金は25年の4月1日まで基本的には続きますよというようなこと等が書かれてございます。それ以外の附属明細書につきましては、申しわけございませんが、御説明を省略させていただきます。

それから、先ほどちょっと申し上げましたように、私どもの監事及び監査法人からの監査は終了をしておるということでございます。以上でございます。

**【亀井分科会長】** ありがとうございます。それでは、ただいま御説明をいただきました平成21事業年度の財務諸表等に関しまして、御意見、御質問等をお受けしたいと思いますが、どうぞ何かございましたら、お示しいただければと思います。

御専門の鈴木先生にいつも詳しく見ていただいておりますが、何かありましたら。お気づきの点がございましたら。いかがでございましょうか。

【鈴木委員】 再確認という意味で、6ページの利益の処分に関する書類で、利益積立金で目的積立金に一応しないと。1億4,000万の、ちょっともう一度この場で説明いただけますか。

【竹重総務部長】 なぜ目的積立金にしないかというお話でしょうか。

【鈴木委員】 目的積立金を提案しないかと。

【竹重総務部長】 目的積立金という考え方自体、通則法ですとか、基本法においては、できる規定ということがまず最初かと思っております。それと同時に私どもの考え方、中期目標においては、4項目、基本的には載っておりますので、考え方に沿って言えば、可能であろうかと思っております。ただ、剰余金ができからという形で、単純には目的積立金にする話なのかどうかということと、本来ならば、ちょっとこれはいろいろ議論はあろうかとは思いますが、目的積立金にすること自体については、最初からある程度の考え方に基づいて、積み立てをするという前提に立っていて、そこに剰余金が発生をすればということが考えられるのかなと思っております。ただ、剰余金が出たら、何でも積み立てをしていくということになってきますと、私どもの予算自体を常に皆減皆増で全体を常に見直しをして、セットをされておるといふこともありますので、そこは必ずしもそこで剰余金が出たら、必ず使えるような形ではないかもしれないということだと思っております。

【亀井分科会長】 鈴木先生、この辺、何か御議論はおありになりますか。

【竹重総務部長】 先生いつも御指摘は確かにあるんですが、非常の取り扱いの仕方の難しさはあろうかと思っておりますが、そういう意味でできるというのがなかなかですね。

【鈴木委員】 まあね、本省の考え方、財務省の考え方、いろいろあって、なかなかその辺の意見がまとまっていないということもあるんでしょうけれども、一応目的積立金というのはインセンティブということまでいくかどうかわかりませんが、法人が自分たちの努力で利益を出したというものについては、目的積立金まさに認めますよと。法人の目的に従って、それは使ってよろしいですよと、そういう性格のものだと思うんです。ですから、やはりそれは最終的に財務諸表を認めるか認めないかは別個にしても、やはり自分たちが努力したものであれば、そういうご提案をするのも1つの省としてよろしいのかなという感じがしたので、ちょっとその辺をお聞きしました。

【竹重総務部長】 私も考えるんですけれども、やはりある程度、その目的を達成するために、最初からこれに対しては、これだけの額が必要だから、何かうまく剰余金が出たときには、この金額までは積み上げようということが想定、ちゃんと最初から財務省も含

めてコンセンサスができ上がっておれば非常にやりやすい。それがない限りにおいては、なかなかそこが難しいというところは先生の御指摘のとおりだと思っております。

【亀井分科会長】 よろしゅうございますか。

【鈴木委員】 結構です。

【亀井分科会長】 ほかに何か御意見御質問等ございますでしょうか。

【鈴木委員】 これ、くだらんことかもしれないんですが、財務諸表って一応形式があるんですね。それにのっとってなされていると思うんですが、項目の出し方とか、線の引き方というのはあれなんですけれども、例えば貸借対照表の1ページに、有形固定資産合計ってございますよね。5,000万。真ん中にありますよね。この合計は合わないんですよ。要するに何かって、建設仮勘定が左側に来ちゃっているために、小計というか、小項目の中に入っちゃっていますから、形の問題だけなんですよ。ですから、形をもうちょっとこれ考えられたらよろしいのかなと。例えばちょっと下のほうに資産の合計ってあるんですが、これも二重線で引いていないんですよ。次の2ページの一番下の負債純資産合計というのは、二重線で引いてあると思うんですね。そういう形の問題なんですけど、そこはもう一度出される前に、ちょっと御検討で、4ページなんか線の引き方がこれでいいのかなというのが若干あるので、ちょっと御検討してみてください。これ形の問題なんですけれども。

【竹重総務部長】 ありがとうございます。

【亀井分科会長】 あと、そうですね、確かに有形固定資産のこの合計はどこから出てきているのかと言われたら、ちょっとこれだと不明瞭ですね、確かに。この辺のところはちょっと御確認をいただくということでよろしく願いいたします。

【竹重総務部長】 ありがとうございます。

【亀井分科会長】 よろしゅうございましょうか。

【仲地委員】 勉強させていただけますか。

【亀井分科会長】 どうぞ先生、すみません、急ぎまして。

【仲地委員】 鈴木先生、あるいは基金に勉強させていただきたいんですが、20ページの決算報告ですけれども、支出のところが予算で45億、決算で22億というのは見てびっくりしましたけれども、慰藉事業費が前例のない仕事だったので、見込み違いだった、これが大きいわけですよ。見てみますと、人件費が3,100万差額が生じていると。これも数が、数字が大きいから3,100万ぐらいの誤差というのは出てくるのと思うんで

すが、一般管理費が予算で9,500万で決算で6,500万で、3分の1も経費の節減ができるのかというのが、これは3分の1も経費が節減できるというのは、何でそういうことができるのでしょうか。普通にこういうのは生ずるんですかね。

【竹重総務部長】 例えば人件費あたりは、極めて明確に、先生がおっしゃったようにすぐ出てくるんですよ。

【仲地委員】 もともと使い残しが出るという前提になっているというふうなこともあるんですか。官庁会計とは違うんだろうと思って、お聞きしているわけですが。

【竹重総務部長】 管理費の一番大きなやつは、事務所借料、事務所を借りていたやつを、業務量が減ったことによって、事務所を外に借りていた部分があるんですが、それを借用をやめたとか、そういうものがあるものですから、こういうのは極端に出てくる部分があるのかと思います。

【仲地委員】 年度初めに予測ができなかったということですかね。

【竹重総務部長】 事務所借料の減とかですね、それとかホームページ修正につきまして、一般競争入札によって入札の減ですとか、そういう直接事業ではない基金の中の生活費的な部分についての一般競争の部分もございます。

【亀井分科会長】 もしあれでしたら、これは後日、仲地先生のほうに。

【竹重総務部長】 数字をもう少し出させてもらいます。わかりました。

【亀井分科会長】 その理由と、考えられる理由について、御説明をいただく文書か何かですね。

【竹重総務部長】 ペーパーで少し整理させていただくことでしょうか。

【事務局（諏訪）】 先生のほうにお送りしますので。

【鈴木委員】 いいですか、これね、中期目標に従って、中期目標のときに数字が出ていますね、予算の、まずトータルでね。それを単に落としているだけじゃないんですか、年次で。予算のほうは。

【竹重総務部長】 いや、予算のほうは。

【鈴木委員】 中期計画にするとき、中期の予算に承認されているじゃないですか。それから、ここの備考欄が、結局備考欄の書き方がちょっとこれでは弱いんですよ。だから、仲地先生おっしゃるようによくわからないと。例えば上のほうの有価証券の収入源って2,000万ありますよって、何でというところがあるんですよ。だから、その書き方を、これやらないと、それから人件費だってそうだと思うんですよ。理事長の件っ

て、この前御説明があったように、それから退職何かあってありましたよね。そういうことの御説明が備考欄にあってもよろしいと思うんですね。ですから、それもあわせて、後でいただけるかと思うんですが。

【竹重総務部長】 はい。

【亀井分科会長】 今の2件、仲地先生、鈴木先生から御指摘、御質問のあった部分に関して、文書で御説明いただくということにさせていただければと思いますが、よろしくお願いたします。ほかの先生、仲地先生、よろしゅうございますか。ほか、よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。

それでは、御意見等について、若干ございましたけれども、この財務諸表等に関しては、一部場合によると表現等が御説明があり得ると申しましたが、当分科会としては、この御報告いただいた平成21事業年度財務諸表等に関して、特段意見はないという結論でよろしゅうございましょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【亀井分科会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、御審議をいただく事項については以上でございます。ですので、最後に今後の日程につきまして、事務局から御説明いただければと思います。この財務諸表等のご報告ですね、親委員会のほうへの御報告というのも、今、御説明、冒頭にいただきましたけれども、あわせてよろしくお願いたします。

【事務局】 それではですね、先ほどもちょっと分科会長のほうから紹介がございましたとおり、平成21事業年度における業務の実績に対するの評価の結果につきまして、こちらの分科会の議決をもって、評価委員会の結論となることになっております。それで、ちょっと個別にも御説明をさせていただいたんですけれども、実は、これ今回の評価が確定いたしますと、従来は以前も、例えば平成19年度とかにつきましては、その前の前年からその年にかけて、基金の役員の方が離職された場合、こちらの今回の21年度の評価結果ですね、こちらが、その役員の方に対する退職金に係る業績勘案率というのがございまして、こちらの評価結果に基づいて業績勘案率が決まりまして、それを掛けて退職金が出ると、確定するということになっております。

ところが、昨年3月に、実はナカポツ委員会のほうが、ちょっとこちらの一番最後に今日お配りしております参照法令のほうに少し入れているんですけれども、役員退職に係る業績勘案率に関する方針ということで、今、ナカポツ委員会のほうから平成16年度に出

ております。これが43ページにございますけれども、こちらにつきまして、昨年の3月に詳しい補足説明をちょっと書いているんですね。ちょっとこの内容細かいので、こちらではちょっと説明を割愛させていただきますけれども、非常に細かく見るということを一応向こうのほうで宣言をしております。これ、実は昨年の3月ですので、昨年の場面ではちょっと御説明をさせていただこうと思っていたんですけれども、対象となる方がおられませんので、今年改めて、ちょっと少し紹介を出させていただきました。

実はこういうような補足説明を出されていることにかんがみまして、独法を取り巻く状況が非常に厳しいということでかんがみまして、今度の親会での議論、8月24日に親会がございますけれども、そこで分科会長のほうから、今回の平和基金の評価結果について改めて御説明をいたしてくださいけれども、その親会の議論を経た上で、改めてこの分科会の委員の皆様、この業績勘案率の資料に関しましてはお諮りできればと考えております。

形式といたしましては、もう一回こういうような会議を開催しまして、ご議論をいただくということもあるんですけれども、ただちょっとなかなか皆さん8月の終わりから9月上旬にかけて、なかなかちょっといろいろな業務等、あるいはその大学の日程等もございますので、お集まりづらいということで、もしお諮りする形式が可能であれば、持ち回りでお願いできればと思っております。

いろいろ申し上げて申しわけございませんけれども、もう一回分科会を持ち回りで開催させていただくということで、よろしく願いいたします。

**【亀井分科会長】** ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、何か御質問等ございませんでしょうか。ちょっとさかのぼってとなると、私ちょっと急ぎ過ぎたのかもわかりませんが、むしろ鈴木先生にお尋ねしたいんですが、この例えば財務諸表について、今、例えばこの貸借対照表等の表記等について、修正を加えた場合には、監査法人等の何か了承等は要らないのでしょうか。

**【鈴木委員】** 実質的な中身の変更だと、数字の変更は問題ですけれども、形の問題だから、そこまでいいんじゃないですかね。

**【亀井分科会長】** よろしいのでしょうか。

**【鈴木委員】** どうですかね。監査法人に確認したほうがよろしいですか。

**【北原特金室長】** ここにつきましては、表現ぶり等ちょっとわかりづらいところがございますので、また基金のほうから中身を御説明させていただきますけれども、この表現自体については、今年度のものについてはこれという形でなることになると思います。

【亀井分科会長】 何か、その辺ちょっと私確認したい、ちょっと今気がついたものですから、すみません、後になってしまって。今年度に関しては、この財務諸表等の表記形式についても含めまして、御了解いただいたとさせていただいて、お尋ねの部分に関しては、後日文書で御説明をいただくという形にさせていただいたほうがよろしいんじゃないかとちょっと思いました。

【事務局】 そうですね。

【亀井分科会長】 よろしく願いいたします。ちょっと少し最後になりまして申しわけございません。

すみません、ほかに何かご質問等ございましょうか。ご確認、全体を含めて、何かご確認いただく点、ご意見、ご質問等ございましたら、お示しいただければと思いますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、特段御意見、御質問等おありにならないようでございますので、以上をもちまして、第23回総務省独立行政法人評価委員会平和祈念事業特別基金分科会を閉会させていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。